

U2-2023-

専門記述

試験問題

注意事項

1. 問題は**5題**あります。受験する区分に応じ、次のとおり**1題**を解答してください。

○ 矯正心理専門職区分

【矯正心理専門職・問題】と表示されている問題(1題)を解答してください。

なお、答案用紙の問題番号欄には、何も記入しないでください。

○ 法務教官区分、保護観察官区分

【法務教官、保護観察官・No.1】～【法務教官、保護観察官・No.4】の**4題**のうちから、**任意の1題**を選んで解答してください。

なお、答案用紙の問題番号欄には、解答した問題の番号を記入してください。

2. 解答時間は**1時間45分**です。

3. 答案用紙の記入について

(ア) 答案用紙は**1枚(両面)**です。

(イ) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるよう訂正してください。

(ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。

(エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
--------	-------	------	----

指示があるまで中を開いてはいけません。

(矯正心理専門職区分)

【矯正心理専門職・問題】次の1題を解答してください。

答案用紙の問題番号欄には何も記入しないでください。

【矯正心理専門職・問題】

以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) ケース・フォーミュレーションについて、医学的診断との違いに触れながら簡潔に説明しなさい。
- (2) 次の事例を読んで、以下の問い合わせに答えなさい。

ある心理相談室において、万引きをして警察に補導されたことがある中学生のクライエントから、その学校の担任教諭を通じて相談の申込みがあった。初回面接時、クライエントは一人で心理相談室に来所し、クライエントの手首には切り傷が複数箇所あることが確認された。

- ① (1)を踏まえ、このクライエントとの初回面接において、優先して聞くべき事項を3点挙げ、いずれについても、(ア)その理由、(イ)話を聞く際に配慮すべきことを併せて説明しなさい。
 - ② クライエントへの心理的支援において、多機関連携は重要な視点である。①の初回面接において、多機関連携について検討する上でクライエントから話を聞くべき事項とその理由について、それぞれ二つ以上説明しなさい。
- なお、解答に当たっては、連携する可能性のある機関を挙げながら説明すること。

(法務教官区分、保護観察官区分)

[法務教官、保護観察官・No. 1]～[法務教官、保護観察官・No. 4]の4題のうちから、**任意の1題**を選んで解答してください。

答案用紙の問題番号欄には、解答した問題の番号(1～4のいずれか一つ)を記入してください。

(心理学に関連する領域)

【法務教官、保護観察官・No. 1】

説得的コミュニケーションや態度変容に関して、以下の問い合わせに答えなさい。

(1) 次の①及び②についてそれぞれ説明しなさい。

① R. E. ペティとJ. T. カシオップによる精緻化見込みモデルによれば、態度変容はどのような過程で生じるか、以下の の中の用語を全て用いて、具体例を交えて説明しなさい。

なお、初めて用語を使用するときは下線を引くこと。

中心的ルート、動機づけ

② 心理的リアクタンスとブーメラン効果について、両者の関係に触れながら説明しなさい。

(2) 次の文章は、説得的コミュニケーション及び特殊詐欺に関するものであるが、これらを踏まえ、以下の問い合わせに答えなさい。

説得とは、他者の態度や行動を変化させるためのコミュニケーションであり、主に言語により対象となる論点を認識させ、それを変化させることである。説得に使用されるコミュニケーションのことを説得的コミュニケーションという。

説得の効果を規定する要因として、(ア)説得の送り手の特徴、(イ)説得の内容、(ウ)説得の受け手の特徴、(エ)説得が行われる状況や媒体の四つが挙げられる。

『令和3年版犯罪白書』によれば、特殊詐欺とは、例えば、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(恐喝及び窃盗を含む。)の総称とされる。特殊詐欺は、親族等を装って被害者に電話をかけて、身近な人が困難な状況に陥っており、金銭が至急必要であるかのように信じ込ませる手口のオレオレ詐欺によるものが平成15年夏頃から目立ち始め、平成16年には早くも認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達したとされ、今日まで依然として深刻な情勢にある。

特殊詐欺を、説得的コミュニケーションとして捉えた場合、その手口には、被害者の態度変容を促しやすくする要因が用いられているものもあるといえる。特殊詐欺の手口の事例を具体的に示した上で、事例においてどのような要因が被害者の態度変容を促しやすくしているか説明しなさい。

なお、解答に当たっては、説得の効果を規定する要因(ア)～(エ)の全ての観点から説明すること。

(教育学に関連する領域)

【法務教官、保護観察官・No. 2】

教育学における「隠れたカリキュラム(ヒドゥン・カリキュラム)」に関して、以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) 「隠れたカリキュラム(ヒドゥン・カリキュラム)」とはどのようなものか説明しなさい。
- (2) 「隠れたカリキュラム(ヒドゥン・カリキュラム)」がもたらす問題について、具体例を挙げながら説明し、その対応としてどのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

(福祉に関する領域)

【法務教官、保護観察官・No. 3】

我が国における生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度に関して、以下の問い合わせに答えなさい。

(1) 次は、生活保護法の基本原理、生活保護法の基本原則及び保護の種類別扶助人員を示したものであるが、A～Dに当てはまるものを答え、それぞれの概要を説明しなさい。

なお、AとBについては、順不同とする。また、Dについては、「その他扶助」に含まれるものうち、一つを挙げればよい。

① 生活保護法の基本原理

(ア) 国家責任の原理(国家責任による最低生活保障の原理)(第1条)

(イ) A

(ウ) 最低生活の原理(健康で文化的な最低生活保障の原理)(第3条)

(エ) B

② 生活保護法の基本原則

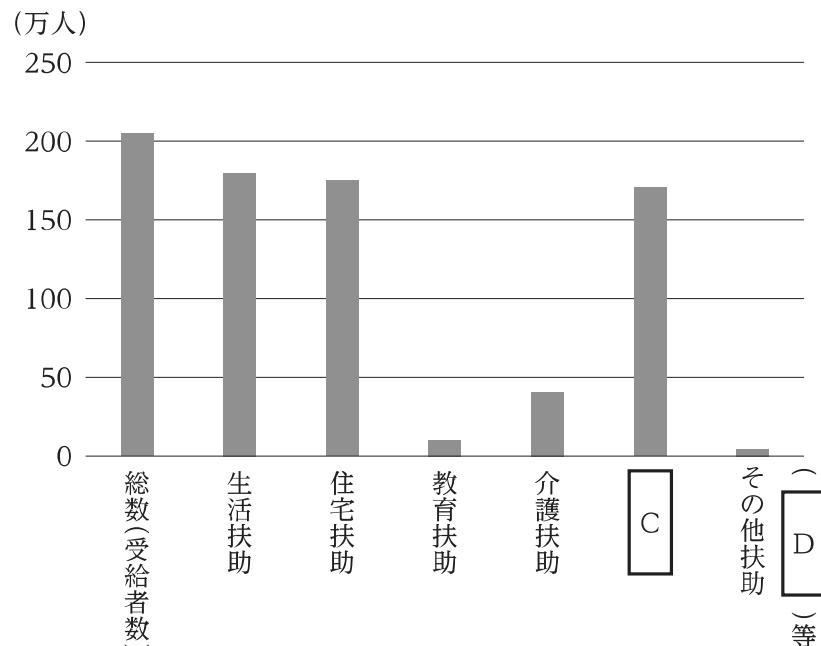
(ア) 申請保護の原則(第7条)

(イ) 基準及び程度の原則(第8条)

(ウ) 必要即応の原則(第9条)

(エ) 世帯単位の原則(第10条)

(3) 保護の種類別扶助人員(令和2年度における1か月平均。データは『令和4年版 厚生労働白書』による。)



(2) 生活困窮者自立支援制度の趣旨について、生活保護制度との関係に言及しながら説明しなさい。

また、生活困窮者自立支援法に規定される必須事業及び任意事業を一つずつ挙げ、それら事業を推進していく上で課題について論じなさい。

(社会学に関する領域)

【法務教官、保護観察官・No. 4】

社会学における都市に関する理論について、以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) L. ワースが論じたアーバニズムの特徴について、以下の の中の用語を全て用いて説明しなさい。

なお、初めて用語を使用するときは下線を引くこと。

生活様式、都市化、第二次的接触

- (2) 次の図は、都市の発展の過程について、E. W. バージェスらが論じた同心円地帯理論を表したものである。彼らは同心円地帯理論を用いて「遷移地帯」がどのようにして形成されると論じたか、都市における人々の移動の特徴に触れながら説明しなさい。

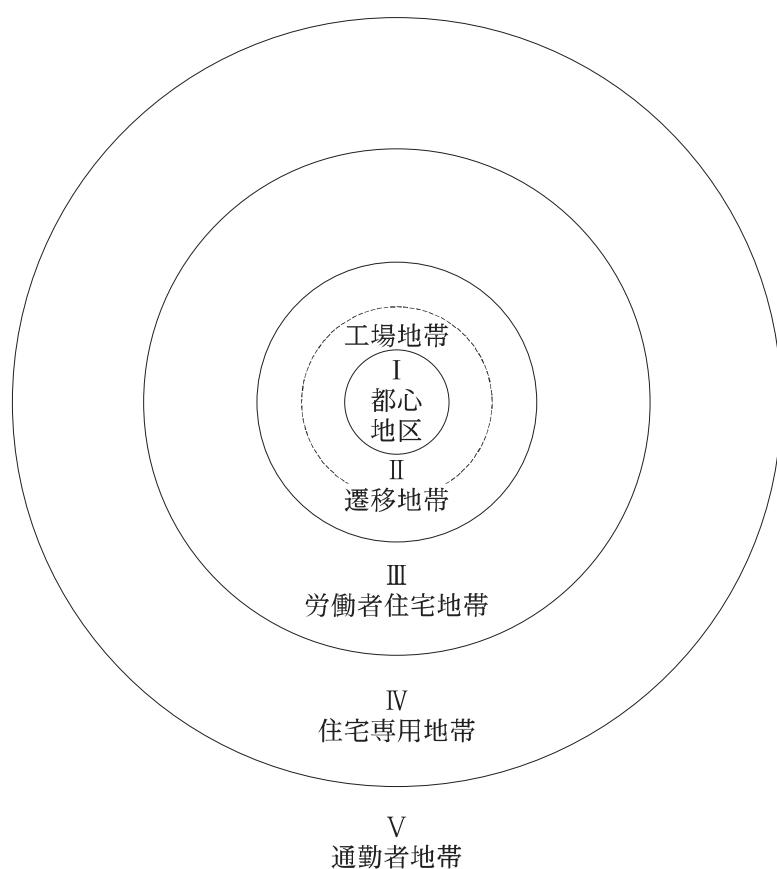


図 E. W. バージェスらの同心円地帯理論